



令和7年12月24日
～美ら島の未来を拓く～
内閣府沖縄総合事務局

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月24日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（1営業所）

	郵便局	行政処分
沖縄	久米島	1両×60日

3. 処 分 日

令和7年12月24日（水）

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部監査指導課 久高、具志堅

TEL：098-866-1837（直通）